

一般社団法人全国医学部長病院長会議

旅費交通費の支給に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、一般社団法人全国医学部長病院長会議（以下「本会議」という。）の総会、理事会又は各種専門委員会ほか、定款第4条に定める事業遂行に関連する関係団体等の会議に出席するために必要な旅費交通費の支給について定めることを目的とする。

(旅費交通費の支給対象)

第2条 旅費交通費の支給対象は次のとおりとする。

- (1) 理事又は監事が、大学の長、医学部長若しくは附属病院長を辞任又は任期満了によりその職を外れた場合で、引き続き会員として継続する場合
- (2) 会員が本会議と行政官庁との協議の必要から出張する場合
- (3) 会員以外の者が専門委員会の委員長に就任し、総会、理事会又は各種専門委員会に出席する場合
- (4) 会員以外の者が専門委員会の委員に就任し、当該専門委員会に出席する場合
- (5) 事務職員が本会議の事業遂行に必要な会議等に出席する場合
- (6) その他会長が必要と認めた場合

(旅費交通費の支給対象外)

第3条 大学の長、医学部長又は附属病院長としての会員が、総会、理事会若しくは各種専門委員会に出席する場合は、旅費交通費を支給しない。

(旅費交通費の計算方法)

第4条 旅費交通費は次により計算する。

- (1) 鉄道賃は旅客運賃、急行料金及び座席指定料金とし、勤務地の最寄りの駅から用務地の最寄りの駅までの最も経済的で通常の経路とする。また等級は原則として最下級のもので現に支払った運賃とする。
- (2) 航空賃は等級が原則として最下級のもので現に支払った旅客運賃とする。ただし航空機を利用した場合は、領収書を提出するものとする。
- (3) タクシーを利用した場合には、原則としてその費用は支給しない。

(日当及び宿泊費の計算方法)

第5条 日当及び宿泊費は次により計算する。

- (1) 日当 1日について 2,600円
- (2) 宿泊費 1泊について 12,000円

ただし、旅行代理店等のパック商品の利用による出席者については、宿泊費は支給しない。

- (3) 東京都内の大学又は病院からの出席者については、日当に鉄道賃を含むものとして一律2,600円を支給する。

附 則

この内規は、平成 26 年 11 月 21 日から施行する。

附 則（平成 28 年 5 月 27 日制定）

この内規は、平成 28 年 5 月 27 日から施行する。